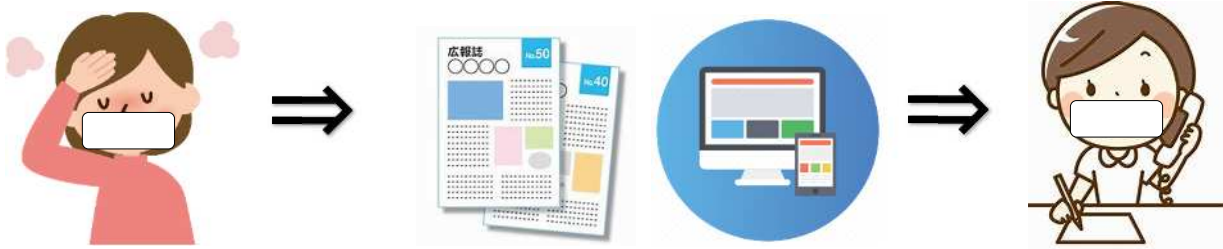
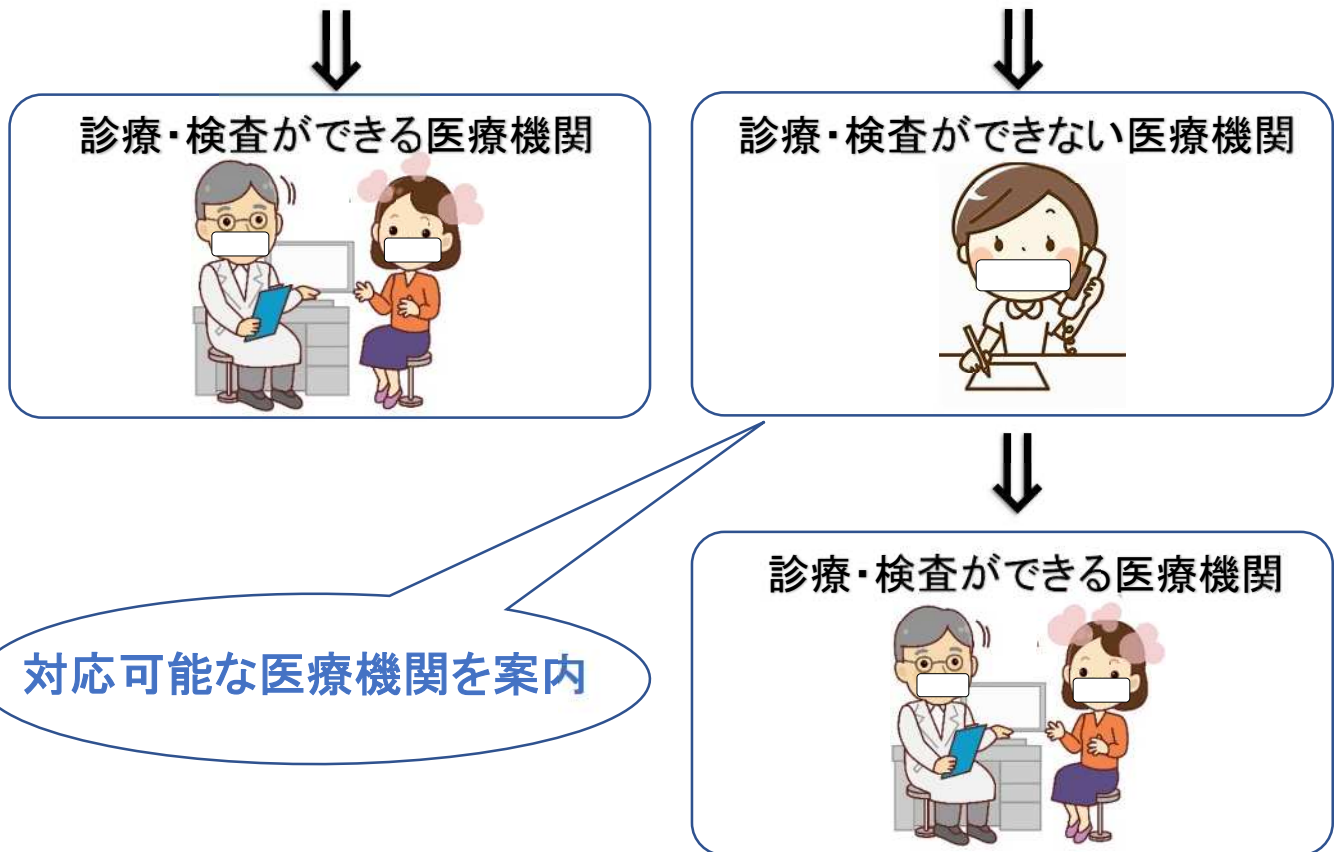


年末年始に発熱し医療機関を受診するときは？

1. お住いの市町村の広報紙やホームページを確認し、記載してある休日夜間診療所や休日当番の医療機関に、まず、電話をしてください。



2. 電話を受けた医療機関が発熱患者の診療・検査ができる医療機関である場合は、指定された時間に受診してください。また、発熱患者の診療・検査ができない場合は、その医療機関が診療・検査が対応可能な医療機関を案内することになっています。



3. 茨城県のホームページにおいても、各市町村のホームページのリンクを案内しているほか、県の受診相談センター（電話 029-301-3200）や電話相談体制を整備した医療機関についても案内しております。



(茨城県のホームページ)